

3 規制対象施設等

3-1 ばい煙

表 3-1-1 大気汚染防止法 ばい煙発生施設（その1）（法施行令第2条、同別表第1）

		法
番号	施設の種類	施設の規模 表内の「重油換算」は、※3、※4以外は※2を用いる。
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	<p>【令和4年9月30日まで】</p> 伝熱面積 ^{※1} が10㎡以上、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 ^{※2} 50L/時以上
		<p>【令和4年10月1日以降】</p> 燃料の燃焼能力が重油換算 ^{※2} 50L/時以上
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉（燃料電池用改質器及び水蒸気改質方式の改質器を含む。）	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が20t/日以上、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 ^{※3} 50L/時以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉（14の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1t/時以上
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14の項に掲げるものを除く。）	
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1㎡以上、又は羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が0.5㎡以上、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が200kg/時以上
8の2	石油ガス洗浄装置に附属するいおう回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算6L/時以上
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び熔融炉	火格子面積が1㎡以上、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
10	無機化学工業品又は食品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26の項に掲げるものを除く。）	
11	乾燥炉（14の項及び23の項に掲げるものを除く。）	
12	製鋁、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000kVA以上
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2㎡以上、又は焼却能力が200kg/時以上

(つづく)

表 3-1-1 大気汚染防止法 ばい煙発生施設（その2）		法
番号	施設の種類	施設の規模 表内の「重油換算」は、※3、※4 以外は※2 を用いる。
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料処理能力が 0.5 t / 時以上、又は火格子面積が 0.5 m ² 以上、又は羽口面断面積が 0.2 m ² 以上、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 20L / 時以上
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が 0.1 m ³ 以上
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が 50kg / 時以上
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 3L / 時以上
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前 3 項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が 50kg / 時以上
20	アルミニウムの精錬の用に供する電解炉	電流容量が 30kA 以上
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が 80kg / 時以上、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L / 時以上、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上
22	フッ酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設（密閉式のものを除く。）	伝熱面積 ^{※1} が 10 m ² 以上、又はポンプの動力が 1kW 以上
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が 80kg / 時以上、又は火格子面積が 1 m ² 以上、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L / 時以上
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 10L / 時以上、又は変圧器の定格容量が 40kVA 以上
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 4L / 時以上、又は変圧器の定格容量が 20kVA 以上
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が 0.1 m ³ 以上、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 4L / 時以上、又は変圧器の定格容量が 20kVA 以上
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が 100kg / 時以上
28	コークス炉	原料の処理能力が 20 t / 日以上

(つづく)

表 3-1-1 大気汚染防止法 ばい煙発生施設（その3）

法

番号	施設の種類	施設の規模 表内の「重油換算」は、※3、※4以外は※2を用いる。
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算※4 35L/時以上
32	ガソリン機関	
<p>(注) ※1 環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積をいう（以下同様）。</p> <p>※2 重油換算の方法（※3、※4を除く） 液体燃料 10L、気体燃料 16 m³、固体燃料 16kg が、それぞれ重油 10L に相当するものとして換算する。</p> <p>※3 「2 水性ガス又は油ガスの発生のために供するガス発生炉及び加熱炉」のうち、水蒸気改質方式の改質器（水素の製造能力 1,000 m³/時未満）及び燃料電池用改質器の施設にあっては発熱量を考慮した次式による。</p> $\text{重油換算量 (L/時)} = \frac{\text{気体燃料の発熱量 (kJ/m}^3\text{)}}{\text{重油の発熱量 (40,000kJ/L)}} \times \text{気体燃料の燃焼能力 (m}^3\text{/時)}$ <p>※4 「31 ガス機関」の施設にあっては発熱量を考慮した次式による。</p> $\text{重油換算量 (L/時)} = \frac{\text{気体燃料の総(高)発熱量 (kcal/m}^3\text{)}}{\text{重油の総発熱量 (9,600kcal/L)}} \times \text{気体燃料の燃焼能力 (m}^3\text{/時)}$ <p>例えば、13A の場合は 31 m³/時が 35L/時に相当する。</p>		

備考 m³とは温度 0 度、圧力 1 気圧の状態に換算した気体 1 立方メートルのこと。

表 3-1-2 大気汚染防止法の総量規制対象工場

(法第 5 条の 2、昭和 51 年東京都告示第 674 号、昭和 57 年東京都告示第 1170 号)

都告示

大気汚染物質	特定工場等
い お う 酸 化 物	いおう酸化物に係るばい煙発生施設の定格原燃料使用量（重油換算）が、300L/時以上、又は 100L/時以上 300L/時未満で 2,000L/日以上の工場・事業場
窒 素 酸 化 物	窒素酸化物に係るばい煙発生施設の定格原燃料使用量（重油換算）の合計が 1kL/時以上の工場・事業場

備考

1 適用地域は特別区、武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市及び西東京市（旧保谷市の区域）

2 原燃料の換算係数については、表 3-1-1 とは異なるため、表 4-1-2、表 4-3-2、表 4-3-3 及び表 4-3-4 を参照すること。

3 規制対象施設等

表 3-1-3 環境確保条例でいおう酸化物及びばいじんの規制対象となるばい煙施設
(条例別表第 7 1 (1) 付表第 1、(2) ア (イ)、(2) イ)

		条例
番号	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模
1	ボイラー及び暖房用熱風炉（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で0.1%以下であるガス（以下「希硫ガス」という。）を燃料として専焼させるものを除く。）	ボイラーにあつては日本産業規格 B8201 及び B8203 伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積（以下単に「伝熱面積」という。）が 5 m ² 以上
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉（希硫ガス又はいおう化合物の含有率が重量比で0.1%以下である揮発油を燃料として専焼させるものを除く。）	全てのもの
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煨焼炉	
4	金属の精錬の用に供する転炉及び平炉	
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉	
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理若しくは溶融めっきの用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコーラタール製品の製造の用に供する加熱炉（希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。）	
8	窯業製品の製造の用に供する焼成炉、溶融炉及び加熱炉	
9	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉	
10	乾燥炉	
11	金属の精製若しくは精錬、製鋁、製鋼又は合金若しくはカーバイトの製造の用に供する電気炉	全てのもの
12	廃棄物焼却炉	火床面積が 0.5 m ² 以上、又は焼却能力が 50 kg/時以上
13	空き缶再生の用に供する蒸し焼き炉	全てのもの
14	2 の項、6 の項、7 の項、8 の項に掲げる加熱炉以外の加熱炉	6 の項の施設の規模に同じ。

指定作業場については、表の 1 ボイラー及び暖房用熱風炉、12 廃棄物焼却炉が規制対象となる。

表 3-1-4 環境確保条例の集じん装置設置義務適用となるばい煙施設

(条例施行規則別表第3)

条例

番号	施設の種類	施設の規模
1	※ボイラー（次のいずれか） ・木屑 ^{くず} を燃料として使用するもの ・微粉炭を燃料として使用するもの ・その他の石炭を燃料として使用するもの（1日当たりの使用量が1t以上のものに限る。） ・重油を燃料として使用するもので自家用電気の発電を行うもの	伝熱面積が5㎡以上
2	金属精錬又は無機化学工業品製造用の焙焼炉又は焼結炉	全てのもの
3	金属精錬用の転炉	
4	金属精錬用の平炉	
5	金属の精錬又は鑄造用の溶解炉	羽口面断面積が0.5㎡以上又は重油用バーナー容量が50L/時以上
6	金属の鑄造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理用の加熱炉	重油用バーナー容量が400L/時以上
7	溶融亜鉛めっき用の加熱炉	火格子面積が1㎡以上又は重油用バーナー容量が50L/時以上
8	ガラス製造用の加工炉	
9	アスファルト用骨材乾燥用の乾燥炉	
10	製鋼用の電気炉	全てのもの
11	※廃棄物焼却炉	火格子面積が2㎡以上

指定作業場については、※印の施設についてのみ適用する。

表 3-1-5 環境確保条例で窒素酸化物の規制対象となるばい煙施設

(条例別表第 7 1 (3))

条例

番号	施設の種類	施設の規模
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	伝熱面積が 10 m ² 以上
2	ガスタービン	常用で燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上
3	ディーゼル機関	常用で燃料の燃焼能力が重油換算 5L/時以上
4	ガス機関	
5	ガソリン機関	

備考

- 1 対象地域は、特別区及び市の存する区域（あきる野市にあつては、旧秋川市の区域に限る。）並びに西多摩郡瑞穂町の区域
- 2 大気開放型炉筒煙管ボイラー（固体燃料の燃焼が可能な構造を有するものに限る。）については、H13.3.31 以前に設置された施設については当分の間適用しない。
- 3 ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関については、H1.4.2 以前に設置された施設については適用しない。
- 4 ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関に係る燃料の量の重油の量への換算方法は、液体燃料 1L、気体燃料 1.6 m³、固体燃料 1.6kg が、それぞれ重油 1L に相当するものとして換算する。

表 3-1-6 環境確保条例で定める NO_x・CO₂ 低排出機器設置努力対象となる
小規模燃焼機器 (条例規則別表第 17)

燃 焼 機 器 の 種 類		施 設 の 規 模
小型ボイラー類	冷房用、給湯等の用途に用いる、 1 蒸気ボイラー 2 温水ボイラー 3 温水発生機 4 冷温水発生機 5 その他の燃焼機器	伝熱面積が 10 m ² 未満で、 熱出力が 35kW/時以上
内燃機関類	冷房用、給湯等の用途に用いる、 1 ガスヒートポンプ 2 コージェネレーションユニット	1 燃焼能力が重油換算で 5L/時未満 2 発電出力が 5kW 以上 (コージェネレーションユニットのみ)

付表 内燃機関の重油換算方法

燃料の種類		燃料の量	重油の量 (L)
1	液体燃料	1L	1.0
2	気体燃料	1.6 m ³	1.0
3	固体燃料	1.6kg	1.0

表 3-1-7 工場・事業場に係る窒素酸化物削減指導要綱の指導対象事業所

適 用 区 域	対 象 事 業 所
特別区及び隣接 5 市 (武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市、西東京市(旧保谷市の区域に限る。))	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物に係るばい煙発生施設の定格原燃料使用量(重油換算)の合計が 300L/時以上 1kL/時未満の工場・事業場 ・窒素酸化物に係るばい煙発生施設の定格原燃料使用量(重油換算)の合計が 100L/時以上 300L/時未満で 2kL/日以上の原燃料(重油換算)を通常の運転で使用する工場・事業場
上記以外の地域 (島しょを除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物に係るばい煙発生施設の定格原燃料使用量(重油換算)の合計が 1kL/時以上の工場・事業場

備考 重油換算係数は、表 4-3-2、表 4-3-3 を参照

3-2 水銀

表 3-2 大気汚染防止法 水銀排出施設

(法施行令第3条の5、法施行規則第5条の2 同別表第3の3)

法

番号	施設の種類の	施設の規模要件 (次のいずれかに該当するもの)
1	燃焼能力 ^{※1} が10万L/時未満の石炭混焼ボイラー ^{※2}	【令和4年9月30日まで】 ●伝熱面積10㎡以上
2	石炭専焼ボイラー及び燃焼能力 ^{※1} が10万L/時以上の石炭混焼ボイラー ^{※2}	●燃焼能力 ^{※1} が50L/時以上 【令和4年10月1日以降】 ●燃焼能力 ^{※1} が50L/時以上
3	銅又は金の一次精錬施設 (専ら粗銅・粗銀・粗金を原料とする溶解炉を除く。) ^{※2}	① 金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉 (ペレット焼成炉を含む。) 及び煅焼炉/金属の精錬の用に供する溶鋳炉 (溶鋳用反射炉を含む。)、転炉及び平炉 (③に掲げるものを除く。): ●原料処理能力1t/時以上
4	鉛又は亜鉛の一次精錬施設 (専ら粗鉛・蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。) ^{※2}	② 金属の精製の用に供する溶解炉 (こしき炉並びに③及び④に掲げるものを除く。): ●火格子面積1㎡以上 ●羽口面断面積0.5㎡以上 ●燃焼能力 ^{※1} 50L/時以上 ●変圧器定格容量200kVA以上
5	銅、鉛又は亜鉛の二次精錬施設 (専ら粗銅・粗鉛・蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。) ^{※2}	③ 銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉 (ペレット焼成炉を含む。)、溶鋳炉 (溶鋳用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉: ●原料処理能力0.5t/時以上 ●火格子面積0.5㎡以上 ●羽口面断面積0.2㎡以上 ●燃焼能力 ^{※1} 20L/時以上
6	金の二次精錬施設 (専ら粗銀・粗金を原料とする溶解炉を除く。) ^{※2}	④ 鉛の二次精錬の用に供する溶解炉: ●燃焼能力 ^{※1} 10L/時以上 ●変圧器定格容量40kVA以上
7	セメント製造の用に供する焼成炉 ^{※2}	⑤ 製鋼用電気炉の集じん機で捕集された亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉: ●原料処理能力0.5t/時以上
8	廃棄物焼却炉等 ^{※3} (番号9に該当するものを除く。)	●火格子面積2㎡以上 ●燃焼能力 ^{※1} 50L/時以上 ●変圧器定格容量200kVA以上
9	水銀回収義務付け産業廃棄物 ^{※4} 又は水銀含有再生資源 ^{※5} からの水銀回収施設	●回収時に加熱工程を含む施設 (施設の規模による裾切りはなし。)

※1 燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの (液体燃料 10L、気体燃料 16 m³、固体燃料 16kg がそれぞれ重油 10Lに相当するものと換算する。)

※2 番号1～7 (6の⑤を除く。) は、大防法のばい煙発生施設に、番号6の⑤はダイ特法の特定施設にそれぞれ該当する施設(P11 表 3-1-1、P19 表 3-3 参照)

※3 大防法のばい煙発生施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。) 第8条第1項に規定するごみ処理施設、廃棄物処理法施行令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第11の2号、第12号、第13の2号に掲げる施設

※4 廃棄物処理法施行令第6条第1項第2号ホ(2)又は同令第6条の5第2号チの規定により水銀を回収することとされた産業廃棄物

※5 水銀による環境の汚染の防止に関する法律 (平成27年法律第42号) 第2条第2項で規定

3-3 ダイオキシン類

表 3-3 ダイオキシン類対策特別措置法 大気基準適用施設
(法施行令第 1 条、同別表第 1)

		ダイ特法
番号	施設の種類	施設の規模
1	焼結鋳（鉄鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力 1 t / 時以上
2	製鋼の用に供する電気炉 (鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。)	変圧器の定格容量 1,000kVA
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力 0.5 t / 時以上
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉：原料処理能力0.5 t / 時以上 溶解炉：容量1 t 以上
5	廃棄物焼却炉（灰溶融炉を含む。）	火床面積（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計）0.5㎡以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計）50kg / 時以上

備考 ダイ特法では、水質基準適用施設が別に指定されている。

3-4 有害物質等（水銀及びダイオキシン類を除く。）

表 3-4-1 事故時に措置が必要な特定物質					(政令第 10 条)	法
物質名称						
1	アンモニア	11	アクロレイン	20	ホスゲン	
2	フッ化水素	12	二酸化いおう	21	二酸化セレン	
3	シアン化水素	13	塩素	22	クロルスルホン酸	
4	一酸化炭素	14	二硫化炭素	23	黄燐	
5	ホルムアルデヒド	15	ベンゼン	24	三塩化燐	
6	メタノール	16	ピリジン	25	臭素	
7	硫化水素	17	フェノール	26	ニッケルカルボニル	
8	燐化水素	18	硫酸（三酸化いおうを含む。）	27	五塩化燐	
9	塩化水素			28	メルカプタン	
10	二酸化窒素	19	フッ化珪素			

表 3-4-2 指定物質排出施設 (法附則第9 政令附則第4 施行令別表第6)			法
番号	施設の種類	施設の規模	
1	ベンゼン（濃度が体積比百分率 60%以上のものに限る。以下同じ。）を蒸発させるための乾燥施設	送風機送風能力 1,000 m ³ /時以上	
2	コークス炉	原料処理能力 20 t/日以上	
3	ベンゼンの回収の用に供する蒸留施設（常圧蒸留施設を除く。）	全て	
4	ベンゼンの製造の用に供する脱アルキル反応施設（密閉式のものを除く。）	全て	
5	ベンゼンの貯蔵タンク	容量 500kL 以上	
6	ベンゼンを原料として使用する反応施設（密閉式のものを除く。）	ベンゼン処理能力 1 t/時以上	
7	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン（以下「トリクロロエチレン等」という。）を蒸発させるための乾燥施設	送風機送風能力 1,000 m ³ /時以上	
8	トリクロロエチレン等の混合施設（密閉式のものを除く。）	混合槽容量 5kL 以上	
9	トリクロロエチレン等の精製又は回収の用に供する蒸留施設（密閉式のものを除く。）	全て	
10	トリクロロエチレン等による洗浄施設（次号に掲げるものを除く。）	トリクロロエチレン等が空気に接する面積 3 m ² 以上	
11	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機	処理能力 30kg/回以上	

備考 1～6 はベンゼン、7～11 はトリクロロエチレン等に係る指定物質排出施設である。

3-5 揮発性有機化合物及び炭化水素系物質

表 3-5-1 大気汚染防止法で規制対象となる揮発性有機化合物排出施設
(法第 2 条、法施行令第 2 条の 3、同別表第 1 の 2)

		法
番号	排出施設	規模要件
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力が 3,000 m ³ /時以上のもの
2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が 100,000 m ³ /時以上のもの
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が 10,000 m ³ /時以上のもの
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 5,000 m ³ /時以上のもの
5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が 15,000 m ³ /時以上のもの
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が 7,000 m ³ /時以上のもの
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が 27,000 m ³ /時以上のもの
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が 5 m ² 以上のもの
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8℃において蒸気圧 20kPa を超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が 1,000kL 以上のもの

備考

- 1 項番号は、法施行令別表第 1 の 2 の項番号を示す。
- 2 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で、送風機がない場合は、排風の排風機能力を規模指標とする。
- 3 「乾燥施設」には「焼付施設」も含まれる。
- 4 「乾燥施設」は VOC を蒸発させるもの、「洗浄施設」は VOC を洗浄剤として用いるものに限る。
- 5 既設は、H.22.3.31 から適用開始した。
- 6 1 ブースに複数の送風機がある場合、一体としてみなせるものは合算して規模要件とする。

表 3-5-2 環境確保条例で炭化水素系物質の排出防止設備設置義務適用の施設
(条例施行規則別表第 6)

条例

番号	施設の区分	炭化水素系物質の種類	施設の規模
1	貯蔵施設	有機溶剤	貯蔵施設の容量の合計が 5kL 以上
		燃料用揮発油、灯油及び軽油	燃料用揮発油の貯蔵施設の容量の合計が 5kL 以上
			燃料用揮発油、灯油、又は軽油のすべての貯蔵施設の容量の合計が 50kL 以上
2	出荷施設	燃料用揮発油	燃料用揮発油を出荷するための施設であって貯蔵施設の容量が合計 50kL 以上

備考

- 「貯蔵施設」とは、構造物としてのタンクの意味であり、地下タンク、地上タンク等をさすものである（ドラム缶、石油缶などの密閉された容器は、貯蔵施設とみなさない。）。
- 「出荷施設」とは、貯蔵施設において一時貯蔵した炭化水素系物質を他事業場の貯蔵施設へ移送するために、タンクローリー車等に積載する施設を指すものであり、油槽所等に設置されているものである。

3-6 粉じん

表 3-6-1 大気汚染防止法の一般粉じん発生施設

(法施行令別表第 2)

法

番号	施設の種類	施設の規模
1	コークス炉	原料処理能力が 50 t / 日以上
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が 1,000 m ² 以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が 75cm 以上、又はバケットの内容積が 0.03 m ³ 以上
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が 75kW 以上
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式、密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が 15kW 以上

表 3-6-2 環境確保条例の排出基準適用となる粉じん発生施設

(条例別表第 7 2)

条例

粉じんの種類	施設の種類
顔料を主とした粉じん	全ての顔料を発生する施設
塩化アンモンを主とした粉じん	全ての塩化アンモンを発生する施設

表 3-6-3 環境確保条例の構造基準、管理・使用基準適用となる粉じん発生施設

(条例施行規則別表第 4)

条例

番号	施設の種類	施設の規模
1	コークス炉	原料処理能力が 50 t / 日以上
2	鉱物（コークスを含む。）又は土石の堆積場	面積が 1,000 m ² 以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が 75cm 以上 バケットの内容積が 0.03 m ³ 以上
4	破碎機、摩砕機及びふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が 75kW 以上
5	バッチャープラント（レディミクストコンクリート製造用に限る。）及びセメントサイロ	全てのもの
6	製綿機（古綿の再生用を含む。）	

3 規制対象施設等

表 3-6-4 大気汚染防止法の特定粉じん発生施設

(法施行令別表第 2 の 2)			法
番号	施設の種類	施設の規模	
1	解綿用機械	原動機の定格出力が 3.7kW 以上	
2	混合機		
3	紡織用機械		
4	切断機	原動機の定格出力が 2.2kW 以上	
5	研磨機		
6	切削用機械		
7	破碎機、摩砕機		
8	プレス（剪断加工用のものに限る。）		
9	穿孔機		

(注) 石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式ものを除く。

備考 現在全面禁止のため、都内に事業場は存在しない。

表 3-6-5 大気汚染防止法の規制対象工事

(法第 18 条の 15,16,17)				法
(特定工事：法第 2 条第 2 項第 12 号、特定粉じん排出等作業：法施行令第 3 条の 4、特定建築材料：法施行令第 3 条の 3)				
項目	項目の定義	主な規制内容		規制対象者
1	解体等工事	建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事(特定建築材料 ^{※1} が使用されていない場合も対象)	事前調査（特定建築材料 ^{※1} の使用有無の調査）実施、発注者への説明、調査記録の作成/保存、事前調査結果等の揭示 上欄に加え、事前調査結果の報告（令和 4 年 4 月 1 日以降着工の工事から）	元請業者 自主施工者
2	特定工事	特定粉じん排出等作業 ^{※2} を伴う建設工事	1 の規制に加えて、作業基準の遵守、作業記録の作成/保存、発注者への作業結果の報告	元請業者 下請負人 自主施工者
			作業基準の遵守を妨げないよう配慮	発注者
3	届出対象 特定工事	特定工事のうち、吹付け石綿並びに石綿を含有する ^{※3} 断熱材、保温材及び耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を伴うもの	1、2 の規制に加えて、特定粉じん排出等作業の実施の届出	発注者 自主施工者

※1 特定建築材料：吹付け石綿その他の石綿を含有する^{※3}建築材料

※2 特定粉じん排出等作業：①特定建築材料が使用されている建築物等（建築物その他の工作物）を解体する作業
②特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

※3 石綿を含有するとは、石綿を意図的に含有させている、又は 0.1 重量%以上石綿を含有することをいう。

●規制の詳細は「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」等を御参照ください。

表 3-6-6 環境確保条例の石綿含有建築物解体等工事

(条例第 124 条、条例施行規則第 60 条)		条例
対 象		
1	石綿含有材料（吹付け石綿並びに石綿を含有する [※] 断熱材、保温材及び耐火被覆材）を使用する建築物その他の施設で、壁面、天井、その他の部分で 15 m ² 以上の石綿含有材料（吹付け石綿に限る。）を使用するものの解体又は改修の工事	
2	石綿含有材料を使用する建築物その他の施設で、500 m ² 以上の床面積を有するものの解体又は改修の工事	

※ 石綿を含有するとは、石綿を意図的に含有させている、又は 0.1 重量%以上石綿を含有することをいう。